



福岡医発第616号(地)
平成23年 6月 3日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

労災診療費支払振込通知書等の取扱いの変更について

標記の件につきまして、福岡労働局労働基準部労災補償課より別紙のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件は、平成23年5月より、厚生労働省において国のシステムの最適化に係るシステムの更改が実施されたことから、労働者災害補償保険診療費支払振込通知書及び労働者災害補償保険診療費通知書(以下「通知書」)に関して、以下のとおり取扱いが変更されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 通知書のサイズがA4相当に変更
- 2 通知書の枚数について【原則として、5月分のみの変更】
【従来及び6月分以降の取扱い】
 - A 4月提出請求分：請求書毎に通知書を送付
 - B 保留となっていた分：請求月にかかわらず一括して通知書を送付【5月分のみ取扱い】
 - a 4月提出請求分：上記Aのうち、ひとつの請求書に対してレセプトの保留事由によりふたつに分割した通知書が送付される場合があります。
 - b 保留となっていた分：上記Bのうち、過去の請求書毎に通知書が送付される場合があります。※ 新システム移行に伴い、通知書作成単位が分割送付される場合がありますが、請求いただいた内容に影響が生じるものではありません。
なお、これは新システム移行に係る5月の通知のみの一時的な取扱いであり、6月以降は従来取扱いとなります。
- 3 通知書の送付について
 - (1) 労働局より労災保険指定医療機関へ送付していた労働者災害補償保険診療費通知書については、厚生労働省労災補償部労災保険業務課から直接送付されます。

(2) (財) 労災保険情報センターと援護貸付金貸付契約を結んでいる労災保険指定医療機関への労働者災害補償保険診療費支払振込通知書は、厚生労働省労災補償部労災保険業務課から直接送付されます。

4 その他

薬剤費、アフターケア委託費、二次健康診断等給付費についても同様。

5 お問い合わせ先

福岡労働局 労働基準部 労災補償課

電話：０９２－４１１－４７９９

労災保険からのお知らせ

労災診療費支払振込通知書等の取扱いの変更について

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課

平素より労働基準行政へご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省では平成23年5月より国のシステムの最適化に係るシステムの更改を実施しました。

これに伴い、労働者災害補償保険診療費支払振込通知書及び労働者災害補償保険診療費通知書（以下「通知書」という。）に関し、以下のとおり取扱いを変更することとなりましたのでお知らせいたします。

- 1 通知書のサイズがA4相当になります。
- 2 通知書の枚数について【原則として、5月分のみの変更点です。】

【従来及び6月以降の取扱い】

A 4月提出請求分：請求書毎に通知書を送付

B 保留となっていた分：請求月にかかわらず一括して通知書を送付

【5月分のみ取扱い】

a 4月提出請求分：上記Aのうち、ひとつの請求書に対してレセプトの保留事由によりふたつに分割した通知書が送付される場合があります。

b 保留となっていた分：上記Bのうち、過去の請求書毎に通知書が送付される場合があります。

このように新システムへの移行に伴い、通知書作成単位が分割送付される場合がありますが、請求いただいた内訳に影響が生じるものではありません。

なお、これはシステム移行に係る原則として5月の通知のみの一時的な取扱いであり、6月以降は従来の取扱いとなります。

- 3 通知書の送付について

(1) 労働局より労災保険指定医療機関へ送付していた労働者災害補償保険診療費通知書については、厚生労働省労災補償部労災保険業務課から直接送付いたします。

(2) (財) 労災保険情報センターと援護貸付金貸付契約を結んでいる労災保険指定医療機関への労働者災害補償保険診療費支払振込通知書は、厚生労働省労災補償部労災保険業務課から直接送付いたします。

- 4 その他

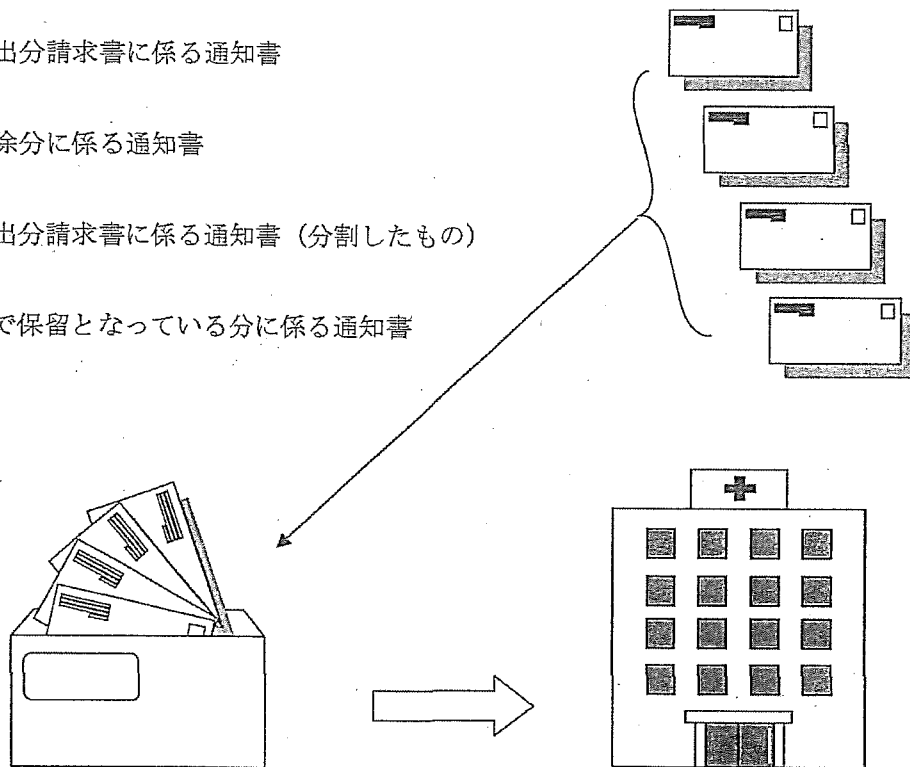
薬剤費、アフターケア委託費、二次健康診断等給付費についても同様となります。

(裏面につづきます。)

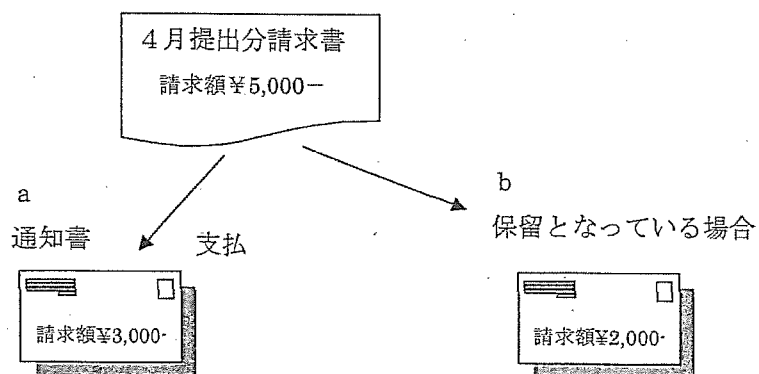
以下は、原則として5月分のみのお知らせに係る取扱いです。
6月以降は従来の取扱いとなります。

【お知らせの送付】

- A ○4月提出分請求書に係るお知らせ
- B ○保留解除分に係るお知らせ
- a ◎4月提出分請求書に係るお知らせ（分割したもの）
- b ◎これまで保留となっている分に係るお知らせ



【お知らせの内容】



ご面倒をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。
なお、ご不明な点につきましては、厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課短期給付班（03-3920-3791）へお問い合わせください。